

7 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関すること



主管：健康福祉課

経緯

老人福祉法第 11 条により、市町村は、65 歳以上の者で経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を採ることとされています。

木曽郡内では、木曽寮が唯一の高齢者措置施設であり、従前より養護老人ホームの管理運営事務の一つとして、木曽広域連合で措置入所判定委員会を設置し、対象者の入所判定を行っています。

現状と課題

委員 5 名により委員会を年 2 回開催し、令和 3 年度は 6 名の判定を行いました。令和 4 年 9 月 1 日現在の入所待機者は 9 名となっています。

地域の医師不足などにより、専門性を持った委員会委員の担い手確保が課題であり、オンライン参加での審査も視野に入れ、郡外地域の専門家による委員確保の検討も必要です。

今後の方針

今後も専門性を持った各委員との調整を行い、的確な措置入所判定事務を行います。

施策

- 1 定期的、また非常時等臨時的な委員会の開催により、入所措置に対応します。